

○議長 横尾 武志君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

件名1、新型コロナウイルスへの対応について。

（1）芦屋町ではコロナ禍で苦しむ方への支援策として、町内事業者や医療従事者、町民に対して様々な支援策を講じ、住民の苦難の軽減を図ってきました。しかし、現在も福岡県は緊急事態宣言下にあり、現在はこれは解除されましたが、事業者の売上の減少や、第1次産業の作物や魚価の低迷により売上が減り、生活は困窮しています。これに対し福岡県は、営業時間の短縮を行った飲食店には感染拡大防止協力金として1日当たり6万円を給付していますが、対象の飲食店以外の事業者については支援策がありません。コロナ禍でなりわいに影響を受けている事業者に対して、福岡市などは自治体独自の支援策を打ち出しています。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次補正予算分が1億2,790万円、芦屋町に交付されます。こういった財源を使い、6万円給付の飲食店以外——現在は4万円になっていますが、の事業者に対し、支援策を講じるべきではないのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

御質問の、協力金支給の対象となっていない飲食店以外の事業者に対する支援策につきまして、お答えいたします。

現在、本年1月に再発令されました緊急事態宣言に伴い、福岡県内の飲食店等へ営業時間の短縮が要請されております。この要請に応じ、営業時間の短縮を行った事業者は福岡県感染拡大防止協力金として、2月28日までは1日当たり6万円、3月1日から——これは昨日発表されましたが、3月21日までは4万円の協力金の給付を受けることができることになっております。

御質問にあります対象の飲食店等以外で、協力金を受け取ることのできない事業者に対する支援については、現在、県の支援策は発表されておきませんが、緊急事態宣言に伴い、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対する支援として、国が中小事業に対する支援（一時金）を予定しております。その要件としましては、緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接、間接の取引があること。また、緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたことにより、本年1月から3月のいずれかの月の売上高が、対前年比または前々年比50%以上減少していることとなっております。また、支給額については法人は60万円以内、個人事業者は30万円以内となっております。

ります。

なお、要件にあります飲食店と直接、間接の取引がある事業者として想定されている業種としましては、農業者・漁業者、飲食料品、割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者などとなっており、不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者として想定されている業種としましては、旅館、土産屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者とされております。

このような支援の状況も踏まえ、所管課としましては緊急事態宣言等による町内事業者への影響、状況の把握、また国の制度が明らかになった後、新型コロナウイルス感染症感染対策会議等で、事業者への支援については検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほども言いましたように、福岡市はですね、いち早くこういった対象外の人に対して独自の支援策を打ち出しています。まず学生に特別給付金、大学生・留学生に5万円ということですね、これは芦屋町でもね、この間もやってきたことですけど。それから、6万円給付の飲食店以外の事業者に対しての一時金、これは先ほど言われましたように国も出していますけど、これが50%以上の減少となっておりますが、それ以外の満たないものについてもですね、10万円を上限に支給するという、そういったことがありますし、それから漁業者支援として、今、漁業者の船は漁船保険に加入していますけど、この漁船保険の保険料をですね、2分の1助成するとか、また花屋さん、花農家については、花を購入してですね、今度、今、卒業式なんかありますので、そういったところの小中学校などのクラスに贈るとか、こういった独自の支援策を出しております。

経済産業省による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金というのが、先ほど言われましたが、これがやはり50%以上ということですね、48%、ボーダーラインであっても、やはり計算上でそれに当てはまらなければもう何も受けられないという、そういった状況になっています。そういったところにも対してですね、やはり何らかの支援を自治体としても検討するべきではないかなというふうに思っています。

この間ですね、芦屋町のコロナ対策についてのいろんな施策については、県内でもですね、大変評価されているというところなんです。緊急生活支援給付金を1人当たり2万円出すとか、それから上下水道の支援給付金分、それから一律に事業者に対して10万円出すとかね。結構、やはり自治体としても地域の住民を守るためにですね、先進的にやっているわけですけど、今回やっぱ

令和3年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

りこういった第3波の中ですね、緊急事態宣言の下で売上げが減少し、なりわいが成り立たなくなった、そういった方、国や県の事業者向けの支援からも漏れ、苦しんでいる事業者、こういった方ですね、何らかのですね、支援をやはりしていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、今後、県やですね、国の支援策を見ながら町としても検討していくという答弁でしたが、先ほど挙げたいろんな事例があるようにですね、そういったものも参考にしながらですね、この問題についてですね、対策を取り組んでいってほしいというふうに思いますが、ぜひですね、お願いしたいんですが、そういったところをやっぴり確実にやるというそういう点ですね、再度それについて答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもお答えしたとおりでございますが、国・県また他の支援策等もですね、検討の中に入れて、今後、対策会議等で検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは次のですね、(2) 新型コロナウイルスのワクチンについて、厚生労働省は3月下旬をめどに高齢者への接種を始め、その後、高齢者施設の職員などに優先して接種を行う方針ですが、訪問介護や訪問看護などの在宅介護サービスの職員は優先接種の対象から外れています。自治体の判断で優先接種の対象とならないのか、この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

訪問看護の従事者は医療従事者として優先接種の対象となっておりますので、高齢者や高齢者施設等の職員より先に接種することが可能です。しかし、居宅支援事業所や訪問介護の従事者は優先接種の対象に現段階では含まれていません。新型コロナウイルスの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくことになっています。

優先接種の考え方ですが、医療従事者につきましては、業務の特性として新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻りに接する業務を行うことから、新型コロナウイルスにさらされる機会が極めて多いこと、また、従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は医療提供体制の

確保のために必要であることの理由で、最優先の接種対象者となっています。高齢者施設等の従事者の接種については、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後でも、高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともにクラスターを抑止する対応を行う必要があるため、優先されるとしています。訪問介護の場合、クラスターにもつながりにくいという考え方から優先接種の対象者とはしていないようです。このことについては、全国の複数の自治体から「訪問介護事業所や居宅介護事業所の職員も高齢者の介護に従事する者であるため、高齢者の感染を防ぐという意味では優先的に接種すべきである」と考える。取扱いに変更はないか？」と尋ねていますが、国は「訪問介護の従事者は、医療従事者や高齢者施設等の従事者には含まれるとはされていない。同時期に接種はできない。」と回答しています。

ワクチンの供給量に限りがあり、国は「人口や接種順位が上位の者の数、流行状況等に応じてワクチンを配分する。」としており、芦屋町に十分な量のワクチンが配分されるのか不透明な状況です。そのような中、町の独自の判断で優先接種の対象者を追加したり変更したりすることは、できないと考えます。しかし、新聞報道等によれば、方針を修正して訪問介護従事者も優先接種の対象者とするよう検討に入ったと報道もあっていますので、国の動向を今後もよく注視し、状況が変われば対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、課長が述べられたようにですね、国は居宅サービスについては認めていないということですが、居宅サービスには、訪問看護、通所介護、デイケア、訪問看護については対象になるというふうにね、言われましたが、そういった点ではですね、在宅サービスでも職員は高齢者と直接にですね、接しており、感染のリスクが高い職業ということになっています。同じ高齢者に対してですね、介護サービスを提供する職種でありながら、コロナワクチンの接種は60歳以下の職員であれば最後にしか受けられないという、居宅サービスの職員は長期にわたって感染の不安を抱き続けるということになります。

ワクチンですね、先行接種を受けた東京医療センターの荒木一弘院長が記者会見でですね、「医療従事者は市中感染だけではなく、院内感染に絶えずさらされるという危機感を持っている。ワクチンを打つことで、医療従事者にとって安心感が多少なりとも得られると思う。」ということ、ワクチンを打つことはやっぱり働く人にとって安心感を与えるということになるということです。これは医療関係者だけではなく、介護職員も訪問介護とかデイサービス、そういったところで働く職員も一緒だということですね、対象者が増えてワクチンが足らなくなるということ

令和3年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

がありますけど、もともと今のワクチンでさえですね、いつ受けられるか分からないような不安定な状況です。問題は、そういった介護で働く現場、訪問介護の人、デイケアとかデイサービスで働く人、そういった人たちを排除していったらという、そのことについてやっぱり大きな問題があるのではないかとこのように思います。

1月の14日、介護事業者でつくる8つの団体は菅総理大臣に対し、在宅サービスの職員なども優先接種の対象に含めるように要望書を出しております。こういったですね、動きの中で、先ほど課長も答弁されたようにですね、政府が在宅サービスについても見直すという、そういった検討を始めております。また、現段階でもですね、政府案では自治体の判断により、医療従事者の枠組みで優先接種の可能性もあるというふうですね、答弁しています。介護職員の健康と命を守るために、早期にですね、接種の実現ができることを求めますし、町としてもですね、そういったことについて国に意見を上げたり、町でもできるという可能性もあるということなので、そういったところをやっぱり携わっていただきたいというふうに思いますが、その点はどのようにか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

先ほど答弁しましたように、ワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が挙げて接種順位と接種の時期を公表し順次接種していくということになっていきますので、これが大原則になるかと思っています。

ただ、国の考え方も最初、訪問介護のほうは「優先しない。」と言っていました。その後「優先する。」、居宅事業者の方も「今回検討に入る。」と言っていますので、国の考え方も変わっていくことが考えられますので、その点を踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは次、(3)のですね、福岡県では令和2年12月21日から高齢者施設等の職員を対象とした無料のPCR検査を実施していますが、この検査についても在宅介護サービス、居宅サービスの職員は対象外となっています。新型コロナウイルスは無症状感染者が感染を広げることが分かってきたため、広く積極的な検査を行い、無症状者を含めた感染者を保護する「検査・保護・追跡」の体制をつくる必要があると考えますが、町独自の施策により、在宅介護サービスや居宅サービスの職員も無料でPCR検査を行うことはできないのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議員御指摘のとおり芦屋町を含む福岡県域では、入所系の高齢者施設及び障害者施設の職員に対し、令和3年3月までの期間、職員1人当たり3回を上限に、施設ごとに一斉定期的な検査を無料で行うことができることになっています。

対象や検査回数の違いはありますが、政令市である北九州市や福岡市、中核市である久留米市でも同様の取組が進められております。この取組の背景は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部が令和2年9月15日付で都道府県保健所設置市及び特別区に対して発出した「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針について」における「医療機関、高齢者施設の入所者は重症化リスクが高いことから、施設内感染の強化が重要である。こうした観点から、医療機関や高齢者施設などに勤務する者、入院・入所者全員を対象に、言わば一斉・定期的な検査をお願いしたい。」とされたことに基づいて実施されております。

また、令和2年11月19日及び12月25日付で高齢者施設等への検査の徹底等の通知も発出。さらに、令和3年2月4日付で発出された「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）」において改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、福岡県を含む特定都道府県とその管内にある保健所設置自治体に対して、高齢者施設の従事者などの検査の集中的実施が要請されております。

このように、現時点では都道府県及びその管内の保健所設置自治体に対し、高齢者施設などの従事者に対する検査の徹底が要請され、芦屋町を含む福岡県域について3月までは福岡県が主体となってPCR検査を実施していることもあり、4月以降の福岡県の動向及び今後のワクチン接種の状況を踏まえ、思慮が必要であると考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、答弁されたようにですね、福岡県はPCR検査についてもワクチンと同様に在宅サービスについては除外していますが、施設だけではなく在宅サービスでも職員は高齢者に直接接してサービスを提供しています。地域の高齢者に安心してサービスを提供する上で、PCR検査は不可欠となっています。PCR検査は、町の補助があっても1回7,800円の費用がかかります。福岡県の上限の3回行えば、2万3,400円の負担が必要です。事業所が負担するという事になれば、コロナ禍で利用者が減り、感染対策費が増大して経営が苦しくなっている事業所にと

令和3年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

って大きな負担となります。これはワクチンと違ってですね、ワクチンは無料ですがPCR検査についてはですね、お金がかかることなので、当然町からの持ち出しということになります。実際にですね、町内の居宅サービスの方がですね、介護を提供しに行った方がコロナに感染していたという、そういった事例もあって、その後、経過期間を見て仕事を休むとか、そういった問題なんかも起こっております。

町長、ぜひですね、町内の事業所を存続させるためにも町がPCR検査費用の負担を考えると、そういったことはできないのでしょうか。最後に伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の言われることはごもっともなことでですね、我々もこの対策につきましては、国がどういう指針を出すのか、県がそれに従ってどう出すのか、そればかり目がいっておるわけですが。毎週水曜日に対策会議をやっておるわけなんです、ジレンマというか、これぐらい町でできるだろうということもあるんですが、そういう、何て言うんですか、指導の下にやっておりますので。

ただですね、やはりワクチンは、多分おそらく先ほど課長が言いましたように、新聞報道でも出ていました検討に入ったということですので、PCR検査につきましてもですね、在宅介護サービスの職員の皆さん、居宅サービスの職員の皆さんには、町でできることは早急にできる段取りをですね、検討したいと思っておりますので、その辺で御了承いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、前向きに捉えていただきたいと思います。

それでは最後、ちょっと時間がなくなりましたのでですね、簡単に言います。

芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会が設置されていますが、この中の論議の中で、今回、矢矧川河口左岸の突堤工事が開始されることが決まったようですが、これの現在の進捗状況と突堤の機能や効果について伺います。簡単にお願いたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

矢矧川左岸の突堤工事についてお答えいたします。芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会は、芦屋町、岡垣町両町の住民代表組織であり、規約第1条には「芦屋町、岡垣町は海岸線の保全を図

令和3年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

り、海岸侵食及び堆砂の防止、飛砂防止等に関する方策を協議し、福岡県にその対策などを働きかけていくため、協議会を設置する。」と規定されています。当初、平成25年10月に福岡県に対し要望書を提出しましたが、5年を経過し海岸の状況が変わってきている場所もあることから、令和元年8月に見直しを行った要望書を提出しました。

この1項目として、岡垣町の矢矧川河口左岸側への突堤設置の実施について要望しており、内容は「新松原海岸及び芦屋海岸の侵食や堆砂を緩和するための対策として、矢矧川導流堤の延長及びかさ上げを要望いたしましたが、河口閉塞が懸念されることから、矢矧川河口西側約300メートルに突堤を設置していただくことになっています。また、突堤の設置とともに海岸漂砂の分岐点に養浜をすることで導流堤の延長及びかさ上げと同等の効果が得られることから、工事着工に向けた国との協議を行っていただいています。突堤の設置及び養浜は三里松原海岸全域の侵食や堆砂を緩和する効果が大きなことから、早急に着工していただくとともに、着工後は矢矧川から汐入川までの海岸線で、侵食や堆砂の状況など効果の確認を継続的に実施していただきますよう要望します。」となっております。

事業を実施している福岡県北九州県土整備事務所に確認しましたところ、事業の進捗状況としては、現在、詳細設計を行っており、本年3月設計終了予定で、工事概要としては、矢矧川左岸約300メートルの位置に海岸と直角方向に突堤を新設し、延長は約140メートル。今年度は、別の場所でコンクリート製の被覆ブロックを製作。全体スケジュールとしては、令和3年度から5年度までの3か年の予定とのことでした。また、突堤の機能や効果については、三里松原海岸は海岸侵食が進行しており、砂の移動方向は三里松原海岸から芦屋海岸のほうに移動している。そのような砂の動きを抑え、三里松原海岸での後退を小さくするため突堤を新設するとのことでした。なお突堤の工事に当たっては、海岸汀線の将来予測及び経済性、ウミガメの産卵に影響がないように環境面など総合的に評価し、決定したとの回答でした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

時間がありませんので、いろいろ調査もされていると思いますので、海岸の侵食と堆積の原因を解明して科学的知見を基に、より有効的な対策事業を進めてもらいたいと思います。

それとお手元にですね、数日前のしけの写真、柏原西方海岸の写真を提出してはいますが、これについてはですね、対策会議の中でですね、侵食された陥没を修復されたんですけど、しかし、その後ですね、やはりこういった状況が続いています。特にですね、温暖化に伴い超大型台風の発生やですね、低気圧の異常な発達による暴風・高波・高潮が想定以上のものとなっております。

令和3年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

今後さらに異常に発達することが考えられます。対策を講じるべきと思います。根本的な対策としては、やはりこの波を消していくという、これが1番必要だと思いますので、こういった問題についてもですね、協議会でテーマに挙げていただいてですね、今後進めていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。